

船舶事故等調査報告書

平成26年6月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013広第138号
事故等種類	運航不能（機関損傷）
発生日時	平成25年1月31日 15時00分ごろ
発生場所	島根県大田市久手港北西方沖 久手港北防波堤灯台から真方位315°38海里付近 （概位 北緯35°40.8′ 東経131°57.0′）
事故等調査の経過	平成25年8月7日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第一灘 ^{なだ} 富丸、14トン SN2-2925（漁船登録番号）、個人所有 第290-53302号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 甲板員、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	主機用逆転減速機（以下「減速機」という。）前進側クラッチ軸が折損、クラッチ板及び小歯車が焼損、プロペラ翼に曲損
事故等の経過	本船は、船長及び甲板員ほか3人が乗り組み、島根県隠岐諸島西方沖の漁場で操業した後、久手港に向け、約13ノットの対地速力で航行中、平成25年1月31日15時00分ごろ、プロペラが回転しなくなり、航行不能になった。 本船は、救助を要請し、来援した僚船にえい航され、久手港に帰った。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 1 海象：海上 平穏
その他の事項	本船は、平成11年11月に建造され、小型底引き網漁業及びしいら漬漁業に従事しており、主機の運転時間が年間約3,000時間であった。 船長は、機関の運転及び保守管理を甲板員に担当させていた。 本船は、建造以来、減速機の開放整備を行っていなかった。 本船は、本インシデント後、プロペラ周囲を点検したところ、海中に浮遊していたと思われるロープがプロペラ軸に絡まっており、また、減速機の潤滑油こし器を点検し、金属粉が確認されたので、減速機を開放したところ、前進側クラッチ軸が折損しており、破断面が疲労破壊の様相を示していたことが判明した。 本船は、しいら漬漁業の操業中、海中に浮遊するロープ類をプロペ

	<p>ラ及びプロペラ軸に巻き込むことがあった。</p> <p>本船は、平成24年3月29日プロペラの修正、プロペラ軸及び船尾管シール装置の交換を行った。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本船は、久手港北西方沖を航行中、減速機の前進側クラッチ軸が折損したことから、プロペラが回転しなくなり、運航不能になったものと考えられる。</p> <p>前進側クラッチ軸は、疲労破壊によって折損した可能性があると考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本インシデントは、本船が、久手港北西方沖を航行中、減速機の前進側クラッチ軸が折損したため、プロペラが回転しなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減速機は、定期的に開放整備を実施し、必要な場合は次回開放までの整備時間を勘案して早めに交換すること。